

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条において準用する香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項の規定に基づき、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に係る授業科目の履修方法に関し必要な事項を定める。

(専攻及びコース)

第1条の2 研究科に次の専攻及びコースを置く。

博士前期課程

看護学専攻

研究コース

実践者養成コース

公衆衛生看護学

助産学

臨床検査学専攻

博士後期課程

看護学専攻

臨床検査学専攻

(教育方法)

第2条 研究科の教育は、授業科目の授業、修士論文及び博士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第3条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いについては、学長が別に定める。

(研究指導教員)

第4条 学長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、研究科委員会の議を経て、学生が志望する専門領域の主担当の研究指導教員を選任する。

2 前項の主担当の研究指導教員は、研究科の専任教員の中から1人を選任する。ただし、研究科委員会は、必要に応じて、研究科の専任教員の中から副担当の研究指導教員を選任することができる。

3 前2項により選任された研究指導教員の変更は認めない。ただし、学長は、研究指導教員の退職等、特別の事情があると認めるときに限り、変更を許可することができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法及び修了要件)

第5条の2 看護学専攻の博士前期課程の学生は、別表1により、博士後期課程の学生は、別表4により、定める単位を修得しなければならない、ただし、保健師国家試験受験資格又は助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）の規定に基づき、別表2又は別表3により、所定の授業科目及び単位を取得しなければならない。

第5条の3 臨床検査学専攻の博士前期課程の学生は、別表5により、博士後期課程の学生は、別表6により、定める単位を修得しなければならない。

(履修の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、あらかじめ主担当の研究指導教員の指導を受けたうえで、所定の期日までに、履修登録を行わなければならない。

2 学生は、前項の届出をしない授業科目を履修することができない。

3 学生は、第1項の届出をした授業科目を変更するときは、所定の期日までに、履修変更登録を行わなければならない。

4 学生は、原則として、単位を修得した授業科目を再び履修することができない。

(定期試験)

第7条 定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

(追試験)

第8条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

2 追試験を受けようとする者は、当該授業科目の試験終了後1週間以内に、追試験受験願(第1号様式)を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

2 再試験を受けようとする者は、所定の期日までに、再試験受験願(第2号様式)を学長に提出しなければならない。

(学修の評価の基準)

第10条 学修の評価は、授業科目の履修期間が終了した時に、試験及び平素の成績等を総合して、次の基準により行う。ただし、再試験による成績の評価は、原則として可以下とする。

評語	評価の基準(100点満点)	判定
優	80点以上	合格
良	70点以上80点未満	
可	60点以上70点未満	
不可	60点未満	不合格

2 2人以上の教員により授業が分担される授業科目の学修の評価は、当該教員の合議により、当該科目の担当責任者が行う。

(試験を受験することができない者)

第11条 履修科目の出席時間数が当該授業科目の授業時間数(実際に授業を行った時間数をいう。)の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験を受験することができない。ただし、欠席の事情及び程度により担当教員が成業の見込みがあると認めたときは、この限りでない。

(不正行為)

第12条 試験において不正行為を行った者に対しては、当該学期すべての授業科目(通年科目も含む。)

の成績評価を無効とするほか、必要と認めるときは、大学院学則第20条において準用する学則第45条の規定に基づき懲戒処分を行う。

(論文審査及び最終試験)

第13条 修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項については、別に定める。

(準用)

第14条 実践者養成コースにあつては、本規程中「修士論文」とあるのは大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科に係る授業科目の履修等に関し必要な事項については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日において保健医療学専攻科に在学する者の第5条に係る別表については、看護学分野に在籍する者については別表1を、臨床検査学分野に在籍する者については別表第2を、それぞれ適用するものとする。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に修士課程に在学する者が引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての科目履修については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第5条の1関連)

博士前期課程

履修方法及び修了要件	
研究コース	専門共通科目16単位以上(看護理論、質的研究方法論及び量的研究方法論の6単位必修と選択10単位以上)、専門領域科目4単位以上及び特別研究10単位の合計30単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門共通科目	先端医学論		2	
	チーム医療特論		2	
	保健統計学特論		2	
	生命・医療倫理論		2	
	英論文作成概論		2	
	看護理論	2		
	看護と哲学		2	
	質的研究方法論	2		
	量的研究方法論	2		
	地域包括ケア特論		2	
	看護政策特論		2	
	看護教育学特論		2	
	小計	6	18	
	専門領域科目	基盤看護学	基盤看護学特論	
基盤看護学演習				2
小計				4
地域看護学		公衆衛生看護学特論		2
		公衆衛生看護学演習		2
		在宅看護学特論		2
		在宅看護学演習		2
		小計		8
精神保健看護学		精神保健看護学特論		2
		精神保健看護学演習		2
		小計		4
療養支援看護学		臨床実践看護学特論		2
		臨床実践検査学演習		2
		老年看護学特論		2
		老年看護学演習		2
		小計		8
次世代育成看護学		ウィメンズヘルス看護学特論		2
		ウィメンズヘルス看護学演習		2
		小児看護学特論		2
		小児看護学演習		2
	小計		8	
特別研究科目	看護学特別研究	10		
	小計	10	0	
合計		16	50	

別表2 (第5条の1関係)

博士前期課程

履修方法及び修了要件	
実践者養成コース 公衆衛生看護学	専門共通科目の必修10単位、専門領域科目4単位、実践者養成コース専門科目の公衆衛生看護学31単位、共通科目6単位及び課題研究10単位の合計61単位を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門共通科目	先端医学論		2	
	チーム医療特論		2	
	保健統計学特論	2		
	生命・医療倫理論		2	
	英論文作成概論		2	
	看護理論	2		
	看護と哲学		2	
	質的研究方法論	2		
	量的研究方法論	2		
	地域包括ケア特論	2		
	看護政策特論		2	
	看護教育学特論		2	
	小計	10	14	
	専門領域科目	地域看護学	公衆衛生看護学特論	2
公衆衛生看護学演習			2	
小計			4	0
実践者養成コース専門科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	
		公衆衛生看護技術論Ⅰ	2	
		公衆衛生看護技術論Ⅱ	2	
		公衆衛生看護活動発展論Ⅰ	2	
		公衆衛生看護活動発展論Ⅱ	2	
		公衆衛生看護活動発展論Ⅲ	3	
		公衆衛生看護管理論Ⅰ	3	
		公衆衛生看護管理論Ⅱ	2	
		保健医療福祉行政論	2	
		保健医療福祉行政論演習	2	
		疫学	2	
		保健統計学	2	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	2	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	3	
	小計	31	0	
	共通科目	地域包括ケア実習Ⅰ	4	
		地域包括ケア実習Ⅱ	2	
小計		6	0	
特別研究科目	課題研究Ⅰ	4		
	課題研究Ⅱ	6		
	小計	10	0	
合計		61	14	

別表3 (第5条の1 関連)

博士前期課程

履修方法及び修了要件	
実践者養成コース 助産学 専門共通科目の必修10単位、専門領域科目4単位、実践者養成コース専門科目の助産学31単位、共通科目6単位及び課題研究10単位の合計61単位を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。	

授業科目		単位数	
		必修	選択
専門 共通 科目	先端医学論		2
	チーム医療特論		2
	保健統計学特論		2
	生命・医療倫理論	2	
	英論文作成概論		2
	看護理論	2	
	看護と哲学		2
	質的研究方法論	2	
	量的研究方法論	2	
	地域包括ケア特論	2	
	看護政策特論		2
	看護教育学特論		2
	小計	10	14
専門 領域 科目	成次 看護 世代 学育	ウィメンズヘルス看護学特論	2
		ウィメンズヘルス看護学演習	2
	小計	4	0
実践者 養成 コース 専門 科目	助 産 学	助産学概論	1
		助産実践概論	1
		周産期学・女性学特論	2
		新生児学・乳幼児学特論	2
		助産実践特論Ⅰ	2
		助産実践特論Ⅱ	2
		助産実践特論Ⅲ	2
		助産実践特論Ⅳ	2
		助産実践演習Ⅰ	1
		助産実践演習Ⅱ	1
		地域母子保健特論	2
		助産管理	2
		助産学実習Ⅰ	2
		助産学実習Ⅱ	5
	助産学実習Ⅲ	3	
	助産学実習Ⅳ	1	
	小計	31	0
共 通 科 目	地域包括ケア実習Ⅰ	4	
	地域包括ケア実習Ⅱ	2	
	小計	6	0
特別 研究 科目	課題研究Ⅰ	4	
	課題研究Ⅱ	6	
	小計	10	0
合計		61	14

別表4 (第5条の1 関係)

博士後期課程

履修方法及び修了要件	
専門共通科目(必修)6単位、専門科目(選択)2単位、演習科目(必修)2単位、特別研究科目(必修)6単位の合計16単位修得し必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。加えて、博士論文に関する副論文1編を、査読制度のある学術雑誌に、単著又は共著筆頭の原著論文、研究報告、総説のいずれかとして発表すること。	

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門 科目 共 通	看護理論学	2		
	看護学発展論	2		
	看護研究方法特論	2		
	小計	6	0	
専門 科目	実 践 開 発 看 護 学 領 域	基盤看護科学特論		2
		地域在宅看護科学特論		2
		精神保健看護科学特論		2
		療養支援看護科学特論		2
		次世代育成看護科学特論		2
		小計	0	10
		科 演 習	実践開発看護学特別演習	2
小計	2	0		
科 研 特 別 研 究 別	看護学特別研究	6		
	小計	6		
合計		14	10	

別表5 (第5条の2関係)

博士前期課程

履修方法及び修了要件
専門共通科目12単位以上(先端医学論、保健医療福祉論、チーム医療特論の6単位必修と選択6単位以上)、専門領域科目8単位以上(選択した特別研究の属する領域科目から特論2単位及び演習2単位、さらに他の領域科目も含め4単位以上)及び特別研究科目10単位の合計30単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門共通科目	先端医学論	2		
	保健医療福祉論	2		
	チーム医療特論	2		
	生命・医療倫理論		2	
	検査総合管理学		2	
	医療情報管理学		2	
	食理学		1	
	検査研究方法論		1	
	小計	6	8	
専門領域科目	病態機能検査学領域	生体機能検査学特論		2
		生体機能検査学演習		2
		病態解析検査学特論		2
		病態解析検査学演習		2
		病理病態検査学特論		2
		病理病態検査学演習		2
		血液病態検査学特論		2
		血液病態検査学演習		2
		小計	0	16
	病因解析検査学領域	病原因子検査学特論		2
		病原因子検査学演習		2
		生体防御検査学特論		2
		生体防御検査学演習		2
		生体化学検査学特論		2
		生体化学検査学演習		2
		遺伝子検査学特論		2
		遺伝子検査学演習		2
		小計	0	16
	科研特別	臨床検査学特別研究	10	
小計		10	0	
合計		16	40	

別表6 (第5条の2関係)

博士後期課程

履修方法及び修了要件
専門共通科目(必修)2単位、専門科目(選択)2単位以上、特別研究科目(必修)6単位の合計10単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。加えて主論文1編を英文で作成し、査読制度のある国際又は全国学会誌に投稿、査読を経て単著又は共著筆頭の原著論文として発表すること。

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門科目共通	臨床検査学研究方法論	2		
	小計	2	0	
専門科目	病態機能検査学	病理病態検査技術論		2
		神経生理機能検査技術論		2
		小計	0	4
	病因解析検査学	病原因子解析検査技術論		2
		遺伝子検査技術論		2
小計	0	4		
特別研究	臨床検査学特別研究Ⅰ	2		
	臨床検査学特別研究Ⅱ	2		
	臨床検査学特別研究Ⅲ	2		
	小計	6	0	
合計		8	8	

追 試 験 受 験 願

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
課程 学専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

次のとおり追試験を受験したいので、承認くださるようお願いします。

追試験授業科目名	
(担当教員名)	
定期試験を受けられ なかった理由	

注 医師の診断書その他の定期試験を受けられなかった理由を証する書類を添付すること。

再 試 験 受 験 願

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
課程 学専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

次のとおり再試験を実施していただきますようお願いいたします。

再試験授業科目名	
担当教員名	

注 授業科目ごとに提出すること。